

～五所川原市地域集会所改修等助成金について～

市では、地域住民の自治意識の向上及び活動の推進と集会所の長寿命化の一環として、地域住民の集会、研修等の利用を目的とする建物を町内会が自らの出資により改修及び解体の工事を行う場合に、その費用の一部を助成します。

- 例えば
- ・屋根の葺き替えや外壁の張り替え
 - ・台所やトイレなどの改修
 - ・出入口へのスロープ設置によるバリアフリー工事・・・などが対象となります。

◆助成金活用例①（老朽化に伴う改修）

集会所の老朽化が進んでいるため、屋根及び外壁の塗装や、集会室の畳の入替えや照明設備更新の改修工事等を行い地域集会所をコミュニティの場として維持管理したい。

○改修内容

- ・屋根及び外壁の全面塗装
- ・集会室の畳交換
- ・照明器具のLED化

○工期

- ・3ヶ月

○助成金額

- ・100万円 = 工事費200万円
(残りの工事費100万円については、町内会で負担した)

◆助成金活用例②（トイレの水洗化）

集会所の汲み取り式トイレを、下水道へ接続し水洗化したい。

○改修内容

- ・既存トイレの内部解体及び処分
- ・給排水設備工事、電気工事
- ・公共下水道接続工事

○工期

- ・1ヶ月

○助成金額

- ・50万円 = 工事費50万円
(工事費50万円を助成金で全て賄った)

★助成限度額

○助成限度額は100万円